

# 落合第三小学校PTA会則

## 第1章 名 称

第1条 本会は落合第三小学校PTAと称し、事務局を新宿区立落合第三小学校（以下「本校」という。）に置く。

## 第2章 目 的

第2条 本会は、保護者と教職員との協力により、学校、家庭および社会における児童の福祉を増進することを目的とする。

## 第3章 方 針

- 第3条 本会は、教育を本旨とする民主的団体であって、次の方針に従って運営される。
- 1 本会は、自主独立のもので、他のいかなる団体や機関の支配や干渉も受けない。
  - 2 本会は、会または役員の名のもとで、いかなる政党・宗派ならびに営利的団体も支持しない。
  - 3 本会は、学校の経営管理および人事に関与しない。
  - 4 本会は教育委員会、学校当事者等に対し所要の意見を述べ、または参考資料を提供し、これに協力する。
  - 5 本会は、児童の教育ならびに福祉のために活動する他の団体および機関と協力する。

## 第4章 活 動

- 第4条 本会は第2章の目的を達成するため、次の活動を行う。
- 1 児童の学校、家庭における教育と福祉の増進に関する事項
  - 2 学校と家庭との連絡提携に関する事項
  - 3 会員の教養と研究に関する事項
  - 4 教育施設の充実と地域環境の改善向上に関する事項
  - 5 その他本会の目的を達成するために必要な事項

## 第5章 会 員

第5条 本会の会員資格は、本校に在籍する児童の保護者および本校に勤務する教職員とする。

第6条 会員はすべて、平等の権利と義務を持ち、本会の活動を推進する。

## 第6章 入退会

第7条 本会は、入会同意書の提出をもって、入会とし、卒業まで自動継続する。

第8条 本会は、第5章第5条による資格を失ったとき、退会となる。また、退会届の提出によって任意に退会できる。

## 第7章 個人情報取り扱い

第9条 本会がPTA活動のために必要とする個人情報の取得、利用、提供および管理については「落合第三小学校PTAプライバシーポリシー」に定め適切に運営するものとする。

第10条 この「落合第三小学校PTAプライバシーポリシー」は、本会が保有する個人情報の適正な取り扱いを定めることにより、個人情報の保護に関する法令を遵守するとともに、PTA活動において個人情報を保護することを目的とする。

第11条 本会が取得する個人情報は、文書などにより本会に提出された次の事項を記したものである。

- 1 保護者の住所、氏名、電話番号、生年月日、電子メールアドレス、SNSのID
- 2 児童の氏名、学年、学級、学籍番号
- 3 個人を識別できる写真

第12条 取得した個人情報は、次の目的に沿った利用を行うものとする。

- 1 PTA会員の名簿作成と配布
- 2 連絡網の作成と配布

- 3 各種当番表の作成と配布
- 4 広報誌の作成と配布
- 5 行事の案内、その他の文書の送付
- 6 新宿区の外郭団体への登録（保険など）
- 7 その他PTA業務を遂行する上で必要な行為

第13条 会員は、自己の個人情報について、訂正または削除を求めることができる。  
前項の申し出があった場合、直ちに該当する個人情報を訂正または削除するものとする。ただし、すでに会員に配布しているものに対しては、訂正または削除の連絡をすることで、これに代えるものとする。

第14条 個人情報は、会長または会長が指定する役員が適切に管理する。  
管理する場合は、施錠できるところに保管し、不要となった個人情報は適正かつ速やかに破棄するものとする。

第15条 個人情報は、次に掲げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供しないものとする。

- 1 法令に基づく場合
- 2 人の生命、身体または財産の保護のために、必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- 3 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- 4 国の機関、もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が、法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

#### 第8章 役員・委員・会計監査

第16条 本会は次の役員・委員・会計監査・行事手伝いを置く。

- 1 役員 会長・庶務・書記・会計  
会長1名、他若干名とする。
- 2 委員 校庭開放運営委員・育成会担当委員・おちあい担当委員  
必要に応じて若干名とする。
- 3 会計監査  
庶務が兼ねる。
- 4 行事手伝い  
必要に応じて各行事若干名とする。

#### 第9章 選出

第17条 役員を選出は次のとおりとする。  
役員は、選出希望票に沿い、役員会において選出される。他の役員、委員を兼ねることができない。

第18条 委員を選出は次のとおりとする。  
委員は、選出希望票に沿い、役員会において選出する。

#### 第10章 任期

第19条 役員・委員・会計監査の任期は、次のとおりとする。

- 1 役員は1年とし、再任を妨げない。
- 2 委員は1年とし、再任を妨げない。
- 3 会計監査の任期は1年を限りとする。
- 4 欠員が生じた場合の補充役員、委員の任期は残存期間とする。

#### 第11章 会議

第20条 本会の会議は次のとおりとする。  
総会、役員会、各委員会。

第21条 総会は本会の最高決議機関である。

1 定期総会

年に1回開催する。

(1) 前年度の事業報告、決算報告の承認

(2) 新年度の事業計画案、予算案、会費年額の審議ならびに承認

(3) 新役員、各委員の就任報告

(4) その他重要事項の審議ならびに承認

2 臨時総会

役員会ならびに会長が必要と認めたとき、または全会員の10分の1以上の要求があったとき、開催する。

緊急を要する重要事項の審議ならびに承認。

第22条 総会の議決方法、日時、場所、議題は総会の開かれる6日前までに全会員に通知される。

第23条 総会の議決は書面（議決権行使書）議決（電磁的記録を含む）、または招集による議決で行う。

第24条 総会は議決権行使書の提出者数、または出席者数（委任状を含む）をもって成立し、議決はその過半数の賛成を必要とする。

第25条 役員会は役員、学校長、副校長で構成される。

第26条 役員会は本会の重要事項の審議ならびに決議を行う。

第27条 本会の事業目的達成のため、各委員会を設ける。

各長は必要に応じて会議を招集することができる。

第28条 学校長、副校長は、学校管理ならびに教育上、あらゆる会議に出席して、意見を述べることができる。

## 第12章 会計、経理

第29条 会員は1家庭につき、総会において別に定める会費を納めなければならない。転出入の場合は、この限りではない。

第30条 本会の経費は会費、寄付金、活動によって生ずる利益、預貯金の利子をもって支出される。

第31条 本会の経費は、総会において認められた予算内において支出される。

第32条 本会の会計年度は4月1日から翌年3月31日までとする。

第33条 本会の決算は会計監査の監査を経て、総会に承認を得なければならない。

## 第13章 附 則

第34条 本会は、顧問を若干名置くことができる。顧問は前任の役員に委嘱する。任期は1年を限りとする。

第35条 会員は同好会を設立することができる。設立の条件は、会員6人以上の構成および、1年以上の活動継続見込みがあることとする。

役員会の承認を経て、会長がこれを認めたときに成立する。

同好会は年度初めに責任者2名をたて、構成員名簿を役員に提出する。

第36条 本会則の改正は、事前にその内容を全会員に通知して、総会において過半数の賛成を得なければならない。

第37条 本会の運営に必要な細則は、本会則に反しない限り、役員会の決議を経て、定めることができる。

第38条 役員会が細則を決定または改廃したとき、その決議は次期総会において報告する。

昭和37年11月11日 施行

昭和51年10月 一部改正

昭和54年4月 一部改正

昭和57年3月 一部改正

平成2年5月 一部改正

平成4年3月 一部改正

平成8年11月 一部改正

平成9年3月 一部改正

平成13年5月	一部改正
平成16年5月	一部改正
平成22年4月	一部改正
平成23年3月	一部改正
平成25年3月	一部改正
平成26年3月	一部改正
平成30年5月	改正
平成31年1月	一部改正
令和6年6月	一部改正

# 落合第三小学校PTA細則

## 第1章 慶弔

第1条 本会は慶弔に関する規約を定め、役員の決議によって実施する。  
規約の追加、変更があった場合は、役員会で報告する。

## 第2章 会費の返金

第2条 転出以外の退会の場合は、納入済みの会費について返金しないものとする。

付 則 この細則は昭和37年11月11日より施行する。

昭和57年3月	一部改正
平成7年5月	一部改正
平成13年3月	一部改正
平成22年3月	一部改正
平成25年3月	一部改正
平成26年3月	一部改正
平成26年12月	一部改正
平成28年5月	一部改正
平成30年5月	改正
令和6年6月	一部改正

## 落合第三小学校PTA慶弔に関する規約

### 1. 会員

本人死亡	香料・お花代	10,000円
本校児童	香料・お花代	10,000円
会員の子（本校児童を除く）	香料・お花代	5,000円

### 2. 会員である教職員

本人死亡	香料・お花代	10,000円
転退職	記念品	3,000円程度
10日以上入院	見舞金	5,000円
結婚	お祝い金	5,000円
配偶者死亡	香料・お花代	5,000円
子	香料・お花代	5,000円

付則1. この規約は、昭和63年4月1日より施行する。

付則2. この規約は、平成6年4月1日より施行する。

付則3. この規約は、平成9年4月1日より施行する。

付則4. この規約は、平成12年4月1日より施行する。

付則5. この規約は、平成30年4月1日より施行する。

付則6. この規約は、令和4年4月1日より施行する。